

第1編 公共空間でのみどりの創出

第1章 新潟市公共施設緑化ガイドライン策定について

1 目的

みどりは、私たちの生活に潤いややすらぎをもたらす重要な要素であるのみならず、環境緩和や災害時の減災機能を有するなど、必要不可欠な社会資本として位置付けられています。

平成21年6月に策定された『新潟しみどりの基本計画』において、新潟らしい風格ある都市を目指していくために示された基本理念“次世代に誇りを持って引き継ぐ豊かな水と緑”を実現するためには、市民や事業者、行政がそれぞれの役割の中でみどりの重要性を認識し、積極的に保全・創出を心がけることが重要です。

特に行政は、みどりの重要性を市民や事業者に対し示す必要があり、また公共の財産としてのみどりを保全し、率先して創出する姿勢が求められることから、具体的な庁内の仕組みや緑化の基準などを記した「新潟市公共施設緑化ガイドライン」を策定し、積極的な緑化を推進することが必要となっています。

2 位置付け

本ガイドラインは、公共施設の整備をする際に、みどりを創出するための指針として策定するものです。『新潟しみどりの基本計画』において定められた公共空間でのみどりの創出について、具体的な実現のための緑化基準を定めるとともに、みどりを多く感じられる緑視の向上の推進、また、その実現に向けた緑化推進の手続き、さらにはモデル事例などについて紹介し、まちの緑化の推進を図るものです。

「みどり」とは新潟の重要な自然要素である河川や潟も草木の「緑」と同様な機能を多く有していることから、本ガイドラインの対象を公園や街路の「緑」だけでなく、「水面」を含めた「みどり」と称することとします。

「新潟しみどりの基本計画」

基本理念 次世代に誇りを持って引き継ぐ豊かな水と緑

目指すべきみどりの将来像

『新潟市の歴史・個性』と『政令市としての風格』が感じられる都市	『まちや集落』など、身近に『みどり』があふれる都市
『みどり資源』が『都市の骨格』として保全・活用されている都市	『みどりの維持・育成』に住民も参画している都市

6つの基本方針

1. まちを包み込む多様な水と緑を保全、活用します。
2. 新潟市の歴史・個性、魅力をみどりで演出します。
3. 生活の舞台となる身近な空間にみどりを創出します。
4. 潤いややすらぎをもたらす、生活を豊かにするレクリエーションの場を創出します。
5. 安心・安全や環境への配慮に関するみどりの機能強化を図ります。
6. 市民と協働で進めるみどりのまちづくりを目指します。

緑化推進のための具体的な取組み

1. 公共空間でのみどりの創出 ① 公共施設緑化の推進 (公共施設緑化ガイドラインの策定) ② 公園の整備	2. 民間の緑地の保全・緑化の推進 ① 民間緑地の保全に関する制度の活用 ② 保存樹などの指定の推進 ③ 市街地整備によるみどりの質と量を向上させるための検討・推進 ④ まちなかにおける公園やオープンスペースでのみどりの創出 ⑤ 生垣設置奨励助成制度や緑地協定制度の活用促進、地区計画制度の推進	3. みどりの維持管理を図る(協働) ① 緑化活動団体への支援 ② 公園アダプト制度の推進 ③ 公園愛護会の充実
-----------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------

数値目標の設定 (平成26年度)

市民一人当たりの公園面積
現況値: 10.5 m²/人 → 12.8 m²/人

緑化活動団体
現況値: 245 団体 → 320 団体

みどりの基本計画の基本理念・目指すべき将来像の実現